

令和 8 年度
三次市団体ツアー助成制度 実施要項

一般社団法人三次観光推進機構

1 趣旨

三次市内の観光資源活用と観光客誘客を図るため、旅行事業者が主催するツアーに対し、経費の一部を助成する。

2 助成金の対象等

助成対象事業者	企画旅行商品の造成・催行ができる旅行事業者
助成金対象期間	令和 8 年 6 月 16 日～令和 9 年 1 月 31 日までに催行する「日帰り」または「宿泊」団体バスツアー（鉄道利用ツアーも可）を対象とする。
助成条件	助成金の交付事業対象は、次に掲げる条件を全て満たす旅行商品とする ①三次市内の観光地や観光施設、飲食店など 2 カ所以上を旅程に組み込むこと。宿泊ツアーは加えて、三次市内の宿泊施設を利用すること ②参加者が 15 名以上（実績ベース）であること。1 回の上限は、日帰り 40,000 円、宿泊が伴うツアーは 80,000 円とする。 ③募集用チラシ、パンフレット、WEB 告知ページ等に、三次市内の立寄先又は宿泊施設名が明記されていること。 ④ツアー参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体ではないこと ⑤期間内に助成金交付申請書、実績報告書及び必要な条件書類を提出できること ⑥チラシ、パンフレット等に当助成制度を利用するツアーであることを明記すること（一例：みよし DMO 助成ツアー） ⑦他の市町、団体が実施する助成制度と併用可能である。 ※ただし、他制度側で併用が認められている場合に限る。
助成金額	日帰りツアー 500 円(お客様一人当たり) 宿泊ツアー 2,000 円(お客様一人当たり)
予算額（予定）	500,000 円（予算上限に到達した場合は、打ち切る。）

3 申請の手続き等

- (1) 業務の実施に当たり、当事務局と協議しながら事業を進めること
- (2) 助成金申請書（別記様式第 1 号）及び各種添付書類を電子メール添付送信もしくは本通郵送にて提出すること。※PDF データ等の電子メール添付送信を推奨

・提出書類

- 1 助成金申請書（別記様式第 1 号）

2 募集用チラシ、WEB 告知ページ画面、パンフレット又は企画書

3 バス利用の予定が確認できるもの（引受書、運送手配書、見積書等）

(3) 交付（不交付）の決定

当機構は、助成金申請書の提出があったとき、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定し、交付（不交付）決定通知書（別記様式第 2 号）を送付する。なお、応募多数の場合は、先着順にて交付決定を行う。

(4) 事業終了後、実績報告のため書類を提出すること

・提出期限

助成事業対象となるツアーが完了した日の翌日から起算して 14 日以内

提出期限日までに提出がない場合は、実績報告がなされない場合とみなし、交付決定を取り消すこととする

・下記に定める報告書類等を電子メール添付送信もしくは本通郵送にて提出する

※PDF データ等の電子メール添付送信を推奨

・提出書類

1 実績報告書（別記様式第 3 号）

2 観光施設 2 カ所の利用証明書（別記様式第 4 号－①）

※宿泊ツアー申請の場合は上記に加え宿泊施設証明書（別記様式第 4 号－②）

※日帰り・宿泊ともに利用人数が明記されている領収書（写）等による代用証明可

3 請求書（別記様式第 5 号）

(5) 実績報告の書類を当機構で確認し、不備等の問題がなければ助成金を支払う

(6) 申請の受付は先着順とし、助成金の交付総額が予算枠を超える場合は交付しない

(7) 報告書等に不正が判明した場合、交付決定を取り消すとともに広島県等関係団体に報告し事業主を公表する

【提出先・お問い合わせ先】

〒728-0014

広島県三次市十日市南一丁目 2 番 23 号

一般社団法人三次観光推進機構 担当：名越・伊達

T E L : 0824-62-6150

メール：info@miyoshi-dmo.jp